

「要保護児童対策地域協議会」の実践事例集【概要】

＜目的＞

要保護児童対策地域協議会は、現在ほぼ全ての市町村で設置されている。しかし、必ずしも十分に活用されていない協議会も見られることから、活用促進や機能強化が求められている。そのため、協議会を積極的に活用している7自治体に調査し実際の取組を紹介。

＜事例を紹介する自治体＞

東京都世田谷区、神奈川県横須賀市、大阪府枚方市、静岡県沼津市、福岡県糸島市、長野県伊那市、長野県須坂市

(要保護児童対策地域協議会に登録されている件数、人口規模、調整機関の体制等を踏まえ抽出。)

自治体の概要

＜調査方法＞

平成23年2月～3月に調査票を用いた調査とヒアリングを実施。

※要保護児童対策地域協議会については、平成19年に設置・運営に当たり必要となる基本的な知識、方法論をまとめた「スタートアップマニュアル」を作成している。
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/dv14/>

	東京都 世田谷区	神奈川県 横須賀市	大阪府 枚方市	静岡県 沼津市	福岡県 糸島市	長野県 伊那市	長野県 須坂市
人口(人) (H23.4時点)	837,000	423,000	411,000	206,000	100,000	71,000	53,000
子どもの数(人) (H23.4時点)	119,000	64,000	71,000	32,000	17,000	13,000	9,000
児童福祉担当 部署	福祉、保健部門	福祉部門	福祉部門	福祉部門	福祉部門	教育部門	教育部門
調整機関	児童福祉担当部署 と同一	児童福祉担当部 署と同一	児童福祉担当部署 と同一	児童福祉担当部署 と同一	児童福祉担当部署 と同一	児童福祉担当部署 と同一	児童福祉担当部署 と同一
要保護児童対 策地域協議会 の設置	H18. 1	H17. 7	H17. 4	H18. 7	H16. 10	H18. 9	H18. 10
要保護児童ケ ース登録数(H22 年度)	909	88	331	339	63	148	18
要支援ケース登 録数 (H22年度)	0	20	150	186	272	0	2
特定妊婦 ケース登録数 (H22年度)	8	14	11	24	6	0	0
登録ケース数合 計	917	122	492	549	341	148	20

1 協議会に設置する会議とその運営

協議会に設置する会議

3層の会議を基本とし、地域の实情に応じて独自の構成。

- ①協議会を補完する会議の開催(枚方市)
- ②児童虐待対策以外の施策も含めて対応(人口規模が比較的小さい自治体の工夫)(須坂市)
- ③地区に分けて対応(人口規模が比較的大きい自治体の工夫)(世田谷区)

開催時期・参加者に応じた会議内容の工夫

人事異動の時期や参加者に応じて会議内容を選択

2 調整機関の機能を向上させるための取組

調整機関への専門職等の配置

専門職の配置又は連携により、機能強化をはかる。特に、母子保健分野で経験を積んだ保健師の配置は発生予防に効果大。他に、保育士、心理職、社会福祉主事、指導主事を配置。

調整機関職員の資質向上に向けた工夫

- ①児童相談所職員との合同研修
- ②児童相談所へ長期派遣し研修
- ③児童相談所OBの配置による日常的なスーパーバイズ体制

3 情報を管理・共有するための工夫(情報通信技術の活用)

ケースの情報を自治体内で共有できる電子ネットワークシステムを用いて調整機関が情報を随時共有。(世田谷区)

I 機能強化と活性化のための取組

4 関係機関の積極的な関わりを促す工夫

マニュアルの作成(改訂)を通じた関係機関との関係づくり

虐待防止マニュアル作成にあたり、関係機関のニーズを把握し実行可能な内容とするとともに、関係機関に直接依頼し関係づくりの機会とする。(枚方市)

“調整機関と関係機関との間で双方向の情報の流れ”をつくる取組

情報提供とフィードバックが必要な関係機関をリストアップし、対応したその日のうちに連絡。(伊那市)

関係機関の対応力を高めるための取組を通じた連携体制づくり

関係機関に対して調整機関の役割や活動内容、担当者を知ってもらう機会として、研修等を活用。

- ①学校や保育所の職員への研修(伊那市)
- ②児童委員や学校関係者等への研修(枚方市)
- ③関係機関の職員を集めた事例検討会(世田谷区)

進行管理会議への教員の参加

各学校から教員が参加することで、理解が深まり教育機関との連携強化へつながる。

5 児童相談所との協働

児童相談所と共通のアセスメントシートを使用

アセスメントの手続きを児童相談所と同じ視点で行うため共通様式のシートを用いて一緒にアセスメントし、ケース登録。

二者会議の開催

多忙な児童相談所職員との顔合わせの機会と捉え、「実務者会議」終了後に二者(児童相談所と調整機関)で会議を実施。

1 ケースの登録基準

「要保護児童」ケースの登録基準

市町村で虐待相談として受けたケース、協議会によるネットワークで支援が必要と判断されたケース、など

「要支援児童」ケースの登録基準

養育支援訪問事業の支援計画と評価のための会議を開催したケース、など

「特定妊婦」ケースの登録基準

育児支援分科会(実務者会議)での検討により登録、など

2 「実務者会議」の運営上の工夫

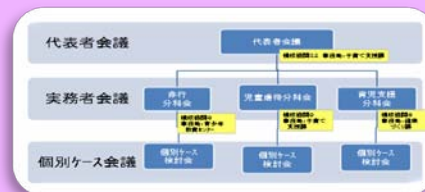
「実務者会議」の実施形態

- ①2部構成で実施(世田谷区)
- ②既存の行政単位に基づき実施(横須賀市)
- ③対象者・テーマ別に部会を設置(糸島市)
- ④既存の仕組み(会議等)の活用(沼津市)
- ⑤自治体内の関係部署の積極的な参加(伊那市)

「実務者会議」の開催準備

- ①「運営会議」の開催(枚方市)
- ②会議資料の準備(須坂市、世田谷区)

例 沼津市の要保護児童対策地域協議会の構成



Ⅱ 効果的な運営方法と進行管理

3 ケースの進行管理上の工夫

ケースの進行管理を効果的に行うための工夫

- ①報告の対象とするケースの選定(沼津市)
- ②進行管理を行うための会議を重層的に開催(枚方市)

ケース検討・報告を効果的に行うための工夫(世田谷区)

報告する項目を定め、それに基づき報告。会議ではケースの検討頻度も確認。

ケースを定期的に進行管理するための工夫(横須賀市)

これまでの支援経過を記載した進行管理台帳を資料とし、支援の見落としを防ぐ。

ケースの取扱いを終結する際の手続きの工夫

「実務者会議」の決定などによる終結の判断とともに、再発した場合に対応できるよう体制を確保

4 対応した実際の事例

事例①

父親(夫)から母子への虐待事例への対応

事例②

施設退所後の子どもに対する母親による虐待事例への対応

事例③

父母によるネグレクト事例への対応

事例④

父母に精神疾患があり、産後の養育に不安がある(特定妊婦)事例への対応